

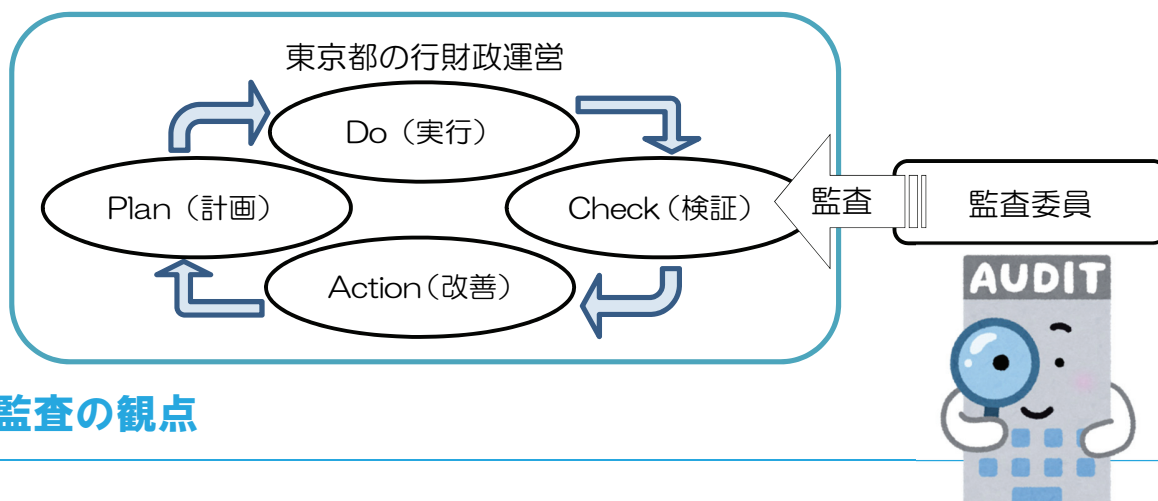
1 東京都の監査と監査委員

監査とは、東京都の行財政が公正かつ効率的に運営されているかどうかをチェックすることです。地方自治法に基づいて、知事から独立した公平な立場で都の監査を担うために設置されているのが「監査委員」です。

監査委員は、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する「識見選任委員」と、都議会議員の「議員選任委員」からなり、知事が議会の同意を得て選任します。東京都では、3人の識見選任委員と2人の議員選任委員が選任されています。

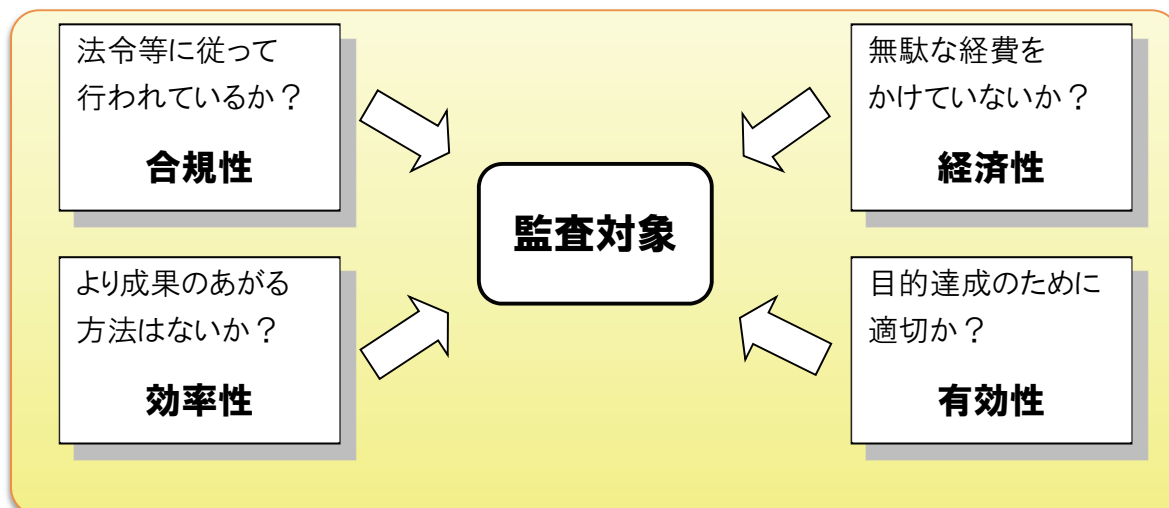
監査委員は、都の行政事務や事業、工事などについて、効率的に行われているか、サービス向上が図られているかなどを検証し、問題点を指摘して改善を求めています。その結果は議会に報告し、ウェブサイトなどで公表しています。

これらの取組を通して、都政に対する都民の信頼確保に努めています。



2 監査の観点

監査の実施及び報告等について定めた「東京都監査委員監査基準」に基づいて、**合規性**、**経済性**、**効率性**、**有効性**の4つの観点から検証・評価を行っています。



3 監査実施状況

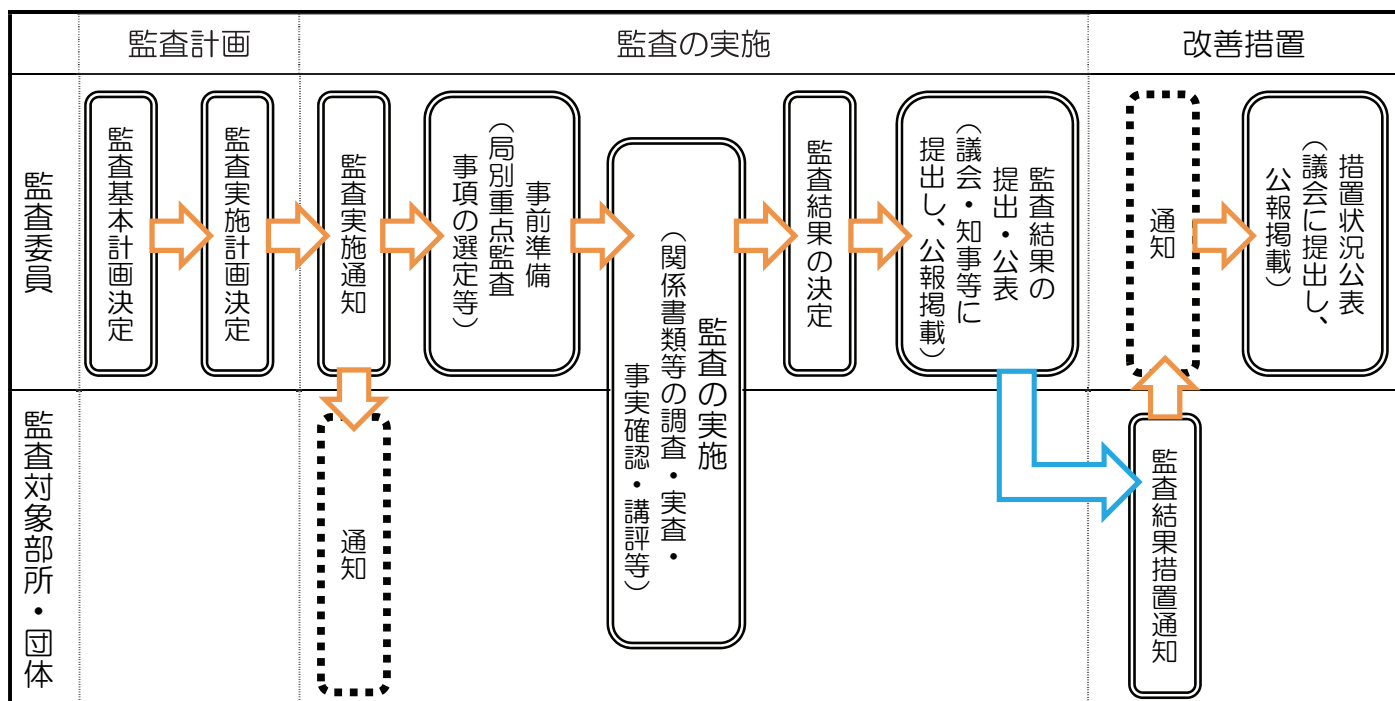
監査区分	概要	監査実施状況 (実施率)	監査結果	
			指摘	意見・ 要望
定例監査	都における事務や事業の全般を対象とした監査	本庁：137箇所（100%） 事業所：320箇所（43.0%）	112	4
工事監査	都が行っている工事等を対象に、技術面から行う監査	件数：1,684件（9.5%） 金額：約6,876億円（29.7%）	31	3
財政援助団体等監査	都が出資や補助金等を交付している団体を対象に、財政援助の効果などについて行う監査	団体数：154団体（3.6%）	82	5
行政監査	特定の事務・事業を選定し行う監査 平成28年テーマ：「財務に関する事務の内部統制について」	会計管理局、財務局ほか 10局	—	7
決算審査	知事からの審査依頼に基づき、決算について行う審査	一般会計及び15特別会計 11公営企業会計	19	—
基金運用状況審査	知事からの審査依頼に基づき、定額の資金を運用するため設置されている基金の運用状況について行う審査	東京都区市町村振興基金 東京都用品調達基金	—	—
健全化判断比率・資金不足比率審査	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政状況を表す指標について行う審査	健全化判断比率 資金不足比率（12会計）	—	—
例月出納検査	各会計の現金出納や現金保管が正しく行われているかについて行う検査	一般会計及び15特別会計 11公営企業会計	—	—
住民監査請求に基づく監査	都の執行機関や職員による違法・不当な公金の支出などがあるとして都民から監査請求がされたものについて行う監査	請求件数：29件	審査要件を備えた6件の監査を実施 うち1件勧告	
合計			244	19

指摘金額 約19億円

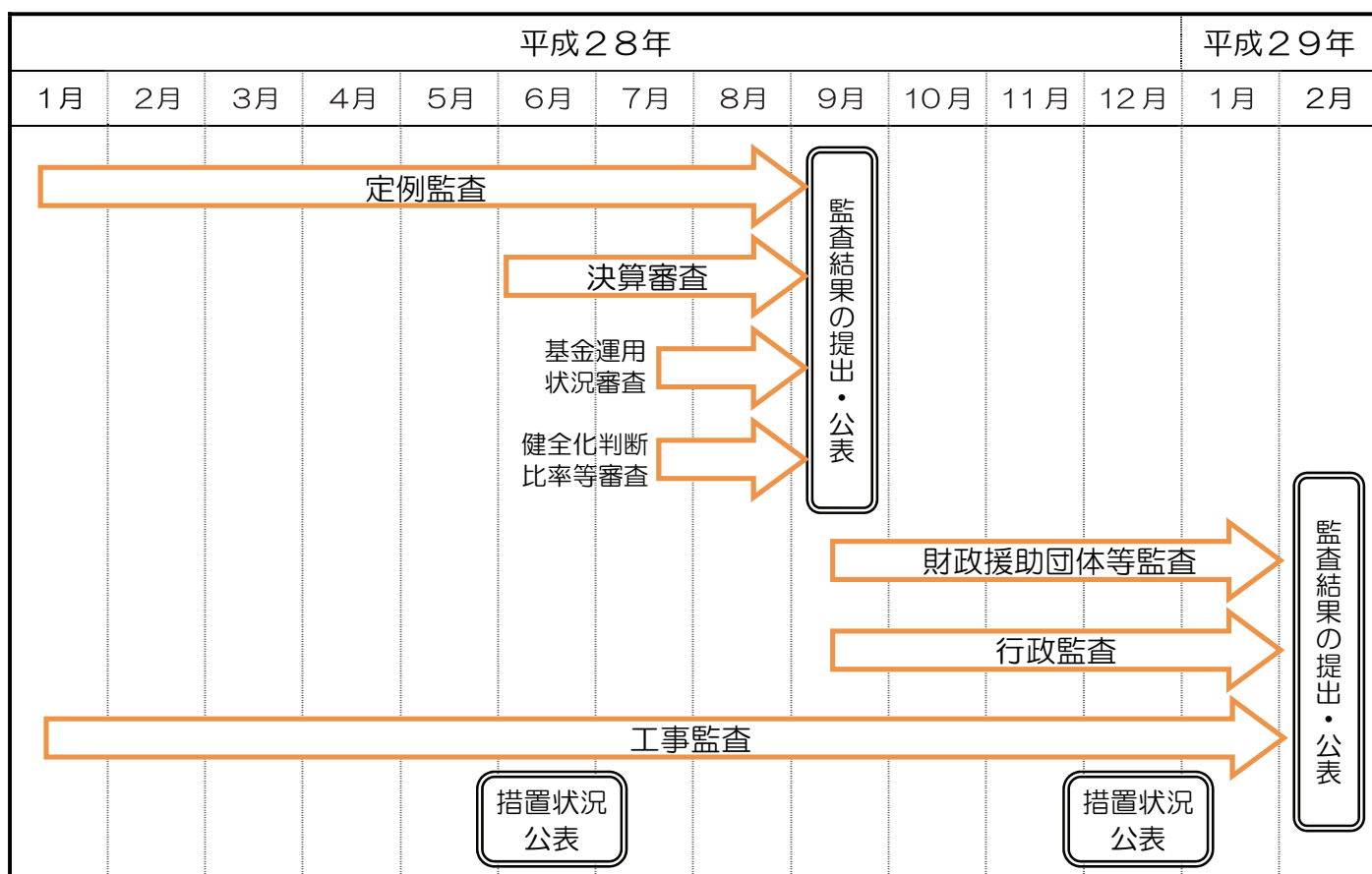
- ・ 定例監査 約5,598万円
- ・ 工事監査 約1億4,323万円
- ・ 財政援助団体等監査 約16億8,908万円



● 監査事務の流れ（住民監査請求に基づく監査を除く）



● 各監査の実施期間



- ・ 例月出納検査は毎月1回実施し、都議会定例会に合わせて3か月ごとに公表
- ・ 住民監査請求に基づく監査は都民からの請求に基づき、随時実施、公表